

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月16日

【会社名】 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ  
(Nomura Europe Finance N.V.)

【代表者の役職氏名】 社長兼業務執行取締役  
(President & Managing Director)  
山崎 裕二  
(Yuji Yamasaki)

【本店の所在の場所】 オランダ王国 アムステルダム市1096HA  
アムステルプライン1 レンブラント・タワー19階  
(Rembrandt Tower 19th floor, Amstelplein 1, 1096HA Amsterdam,  
The Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 安藤 紘人  
弁護士 根本 伸毅

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1189  
03-6888-4784

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 有価証券信託受益証券

【届出の対象とした募集金額】 申込期間(平成29年2月22日から平成30年3月20日まで)  
各本受益権(以下に定義する。)ごとに、500億円を上限とする。  
\*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年2月3日付で提出した有価証券届出書(訂正を含む。)の記載事項のうち、本受益権に関する租税の取扱いについて明確化するため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 預託証券及び有価証券信託受益証券の募集

## 3【訂正箇所】

(注)訂正箇所は、\_\_\_罫で示しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】

<訂正前>

#### 租税の取扱い

本受益権に関する租税の取扱いは以下のとおりである。ただし、租税の取扱いについては、各受益者において、税務専門家等に確認されたい。また、税法が改正された場合等には、下記の内容が変更されることがある。

#### ( ) 個人の受益者に対する課税

<本受益権の売却時>

本受益権を売却する場合(受益者による委託者買取請求に基づく売却も含む。以下同じとする。)には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対する課税は、20%(所得税15%および地方税5%)の税率となる(ただし、平成49年12月31日までは、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率となる。)。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われる(原則として、確定申告は不要である。)

差損(譲渡損)については、確定申告により、特定公社債等の利子所得等および譲渡所得等ならびに上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限る。)と損益通算が可能である。

<償還金の受取時>

本信託の終了により交付を受ける金銭(以下「償還金」という。)の全額が株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるため、取得価額との差益(譲渡益)は譲渡所得として20%(所得税15%および地方税5%)の税率(ただし、平成49年12月31日までは、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率となる。)による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要である。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われる(原則として、確定申告は不要である。)

差損(譲渡損)については、確定申告により、特定公社債等の利子所得等および譲渡所得等ならびに上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限る。)と損益通算が可

能である。また、償還金の受取時の差益(譲渡益)については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能である。

( ) 法人の受益者に対する課税

< 本受益権の売却時 >

通常の株式の売却時と同様に、本受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税される。

< 償還金の受取時 >

償還金の全額と取得価額との差益(譲渡益)が、通常の株式の売却時と同様に、他の法人所得と合算して課税される。

< 訂正後 >

租税の取扱い

本受益権に関する租税の取扱いは以下のとおりである。ただし、本受益権が租税特別措置法上、上場株式等に該当しないこととなる場合の個人の受益者に対する課税については、この限りでない。租税の取扱いについては、各受益者において、税務専門家等に確認されたい。また、税法が改正された場合等には、下記の内容が変更されることがある。

( ) 個人の受益者に対する課税

< 本受益権の売却時 >

本受益権を売却する場合(受益者による委託者買取請求に基づく売却も含む。以下同じとする。)には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対する課税は、20%(所得税15%および地方税5%)の税率となる(ただし、平成49年12月31日までは、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率となる。)。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われる(原則として、確定申告は不要である。)

差損(譲渡損)については、確定申告により、特定公社債等の利子所得等および譲渡所得等ならびに上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限る。)と損益通算が可能である。

< 償還金の受取時 >

本信託の終了により交付を受ける金銭(以下「償還金」という。)の全額が株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるため、取得価額との差益(譲渡益)は譲渡所得として20%(所得税15%および地方税5%)の税率(ただし、平成49年12月31日までは、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率となる。)による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要である。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われる(原則として、確定申告は不要である。)

差損(譲渡損)については、確定申告により、特定公社債等の利子所得等および譲渡所得等ならびに上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限る。)と損益通算が可能である。また、償還金の受取時の差益(譲渡益)については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能である。

( ) 法人の受益者に対する課税

< 本受益権の売却時 >

通常の株式の売却時と同様に、本受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税される。

< 償還金の受取時 >

償還金の全額と取得価額との差益(譲渡益)が、通常の株式の売却時と同様に、他の法人所得と合算して課税される。